資料５

（案）

諮問第210号の答申
学校基本調査の変更について

本委員会は、諮問第210号による学校基本調査（以下「本調査」という。）の変更（令和８年度に実施する調査の集計に係る変更及び令和９年度以降に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

１ 本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和８年９月16日付け８文科教第1028号により文部科学大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、…（２回目の部会結果を踏まえて追加）

（２）理由等

ア　調査事項の変更

（ア）特別支援学校卒業者の取扱いの明確化（学校調査票（高等学校、専修学校））

a　学校調査票（高等学校、専修学校、各種学校）では、生徒の在籍者数や入学者数を把握しており、入学者数については、その内訳として、他県所在の中学校等の卒業者数、過年度の中学校等の卒業者数、新規卒業者数等についても把握している。

文部科学省では、令和８年度調査の準備作業を進める過程で調査事項を精査したところ、「入学者計」は特別支援学校卒業者の数が含まれている一方で、これら内訳の項目において、特別支援学校卒業者を含めて回答することが明示されておらず、回答に特別支援学校卒業者数が計上されていない可能性が高いことが確認された（**図表１**参照）。

図表１　特別支援学校卒業者の調査事項における問題点及び今回の対応案

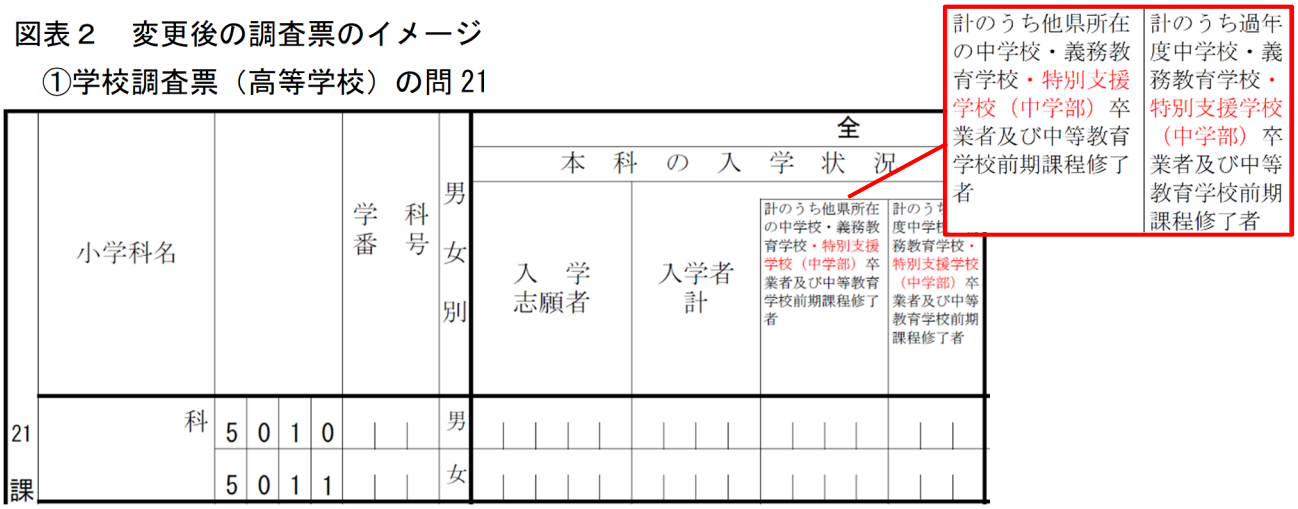
調査票	該当部分		問題点	今回の対応案
学校調査票（高等学校）	問21　「課程別学科別の生徒数及び入学状況」の「入学者計」	（内訳項目） ◆他県所在の中学校等の卒業者等 ◆過年度の中学校等の卒業者等	内訳項目において、特別支援学校（中学部）卒業者が含まれることが明示されていない	調査事項に追記（**図表２**参照）
	問22　「修業年限別生徒数及び入学状況」の「入学者計」 （注）全日制の課程のうち単位制による課程、定時制の課程に係る調査事項	（内訳項目） ◆他県所在の中学校等の卒業者等 ◆過年度の中学校等の卒業者等	内訳項目において、特別支援学校（中学部）卒業者が含まれることが明示されていない	継続して把握する必要性を再検討した結果、調査事項から削除（**図表３**参照）

調査票	該当部分		問題点	今回の対応案
学校調査票 （専修学校）	問７「課程別・学科別の修業年限、学生・生徒数、入学状況及び卒業者数」	問８「「７」の入学者のうち新規卒業者等（再掲）」 （注）いわゆる現役進学者	問８において、特別支援学校（中学部・高等部）の卒業者が含まれることが明示されていない	調査事項に追記 （**図表２**参照）
学校調査票 （各種学校）	問７「課程名・課程別生徒数、入学状況及び卒業者数」	問９「「７」の入学者の「計のうち高等学校卒業以上を入学資格とする課程の入学者数（再掲）」のうち当年３月高等学校及び中等教育学校（後期課程）卒業者数（再掲）」 （注）いわゆる現役進学者	特別支援学校（高等部）卒業者が含まれることが明示されていない	継続して把握する必要性を再検討した結果、調査事項から削除（**図表３**参照）

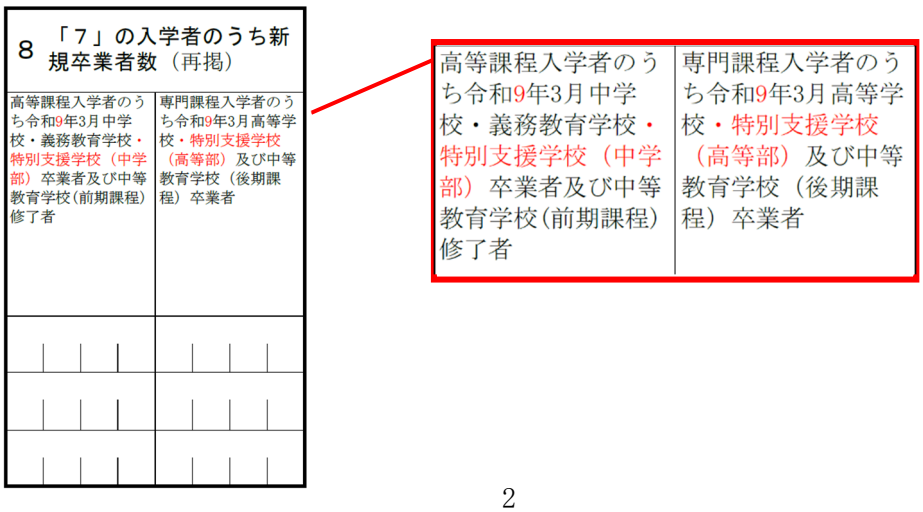
b　このため、本申請では、**図表１**のうち、学校調査票（高等学校）の問21の内訳項目及び学校調査票（専修学校）の問８について、令和９年度調査から、特別支援学校卒業者が把握対象に含まれることを調査票上に明記することを計画している（**図表２**参照）。

図表２　変更後の調査票のイメージ

①学校調査票（高等学校）の問 21



②学校調査票（専修学校）の問８



c　今回予定されている変更については、他県所在の中学校等卒業者や過年度卒業者等の入学者の状況を把握するという従来からの調査事項の趣旨を踏まえ、特別支援学校卒業者の取扱いを明確化することにより、統計目的との整合性を確保し、より適切な実態把握に資するものであることから、適当である。

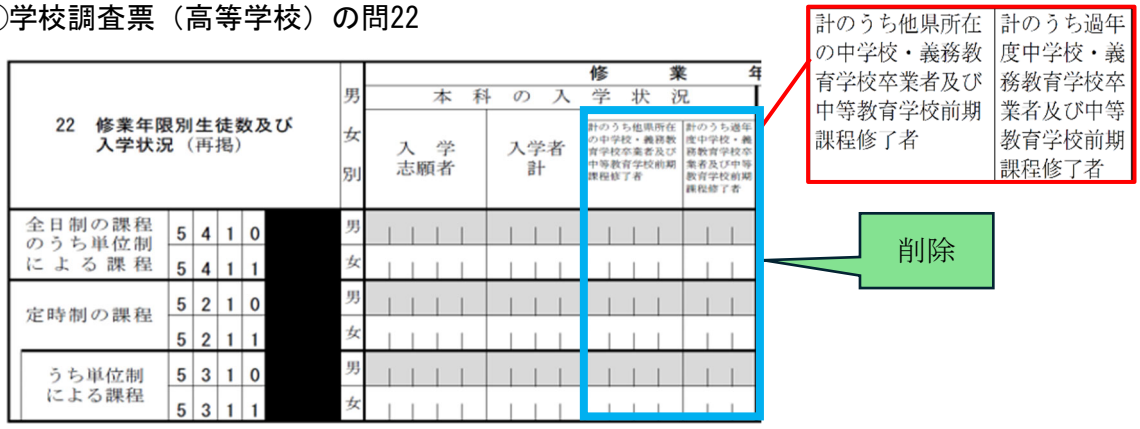
（イ）入学者内訳に係る調査事項の一部削除（学校調査票（高等学校、各種学校））

a　本申請では、**図表１**のうち、学校調査票（高等学校）の問22の内訳項目及び学校調査票（各種学校）の問９について、削除することを計画している（**図表３**参照）。

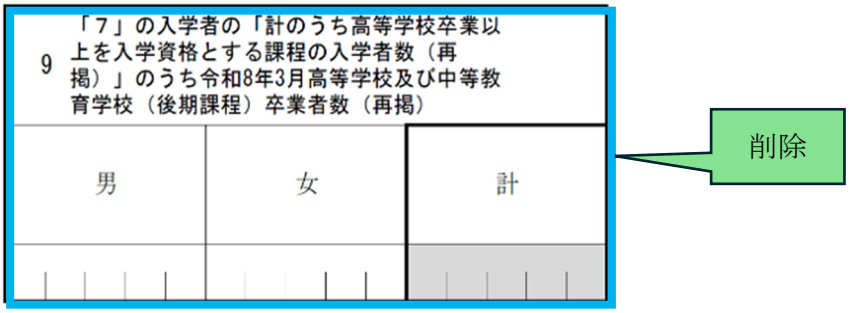
これは、前記（ア）のａに記載した事案が確認されたことを契機として、文部科学省において、継続的な把握の必要性について改めて検討した結果、これら項目については、必要性が低下していると判断したものである。

図表３　調査票の変更イメージ

①学校調査票（高等学校）の問22



②学校調査票（各種学校）の問９



b　**（２回目の部会結果を踏まえて判断）**

（ウ）学校教育法等の改正を踏まえた「主務教諭」に係る項目の追加等

（学校調査票（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）、学校通信教育調査票（高等学校））

a　初等中等教育を行う機関に係る学校調査票及び学校通信教育調査票では、学校ごとの教職員数等を把握しているが、学校教育法（昭和22年法律第26号）等の改正により、令和

８年４月１日から、初等中等教育に係る学校において「主務教諭」[注１]が、幼保連携型認定こども園において「主務保育教諭」、「主務養護教諭」及び「主務栄養教諭」（以下「主務教諭等」と総称する。）が新たな職として設けられた。

（注１）組織的な学校運営及び指導の促進を目的として、児童の教育をつかさどる他、学校の教育活動に関し、教諭その他職員間の総合的な調整を行う職。

b　これを受けて、本申請では、主務教諭等に係る項目を追加するとともに、「休職等教員数」及び「産休代替等教職員数」について、主務教諭等が把握対象に含まれることが明確となるよう項目名等を見直すことを計画している。

c　今回予定されている変更については、法令改正により新設された職について、法令上の職区分に沿って実態を把握しようとするものであることから、適当である。

（エ）リスキリング及びリカレント教育施策の推進・効果検証のための項目の追加

（学校調査票（大学（学部学生内訳票）、短期大学（本科学生内訳票）、大学・大学院・短期大学（大学通信教育調査票）、高等専門学校））

a　近年、リスキリング及びリカレント教育の推進が政府の重要政策[注２]として改めて位置付けられており、高等教育機関等における社会人の学び直しの状況を把握する必要性が高まっている。

（注２）政府は、日本成長戦略（令和８年７月21日閣議決定）において、「大学・専門学校等におけるリスキリング人口を、2030年までに合わせて１年当たり60万人とする」などの目標を掲げている。

b　本調査では、大学院に係る学校調査票（大学院学生内訳票）において、平成12年度調査から、学生数及び入学者数の各内数として「社会人」[注３]の区分を設けているが、前記ａを踏まえ、本申請では、大学学部、短期大学、大学通信教育及び高等専門学校に係る学校調査票についても、学生数及び入学者数の各内数として、「社会人」の区分を追加することを計画している。

（注３）従前、本調査では、「社会人」の範囲について、調査の手引きにおいて、以下のとおり定めている。

（１）職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）
（２）給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
（３）主婦・主夫

c　**（２回目の部会結果を踏まえて判断）**

（オ）専修学校における外国人学生等及び卒業学校種の把握（学校調査票（専修学校））

a　学校調査票（専修学校）では、課程別・学科別に、学生・生徒数、入学者数等を把握しているが、近年、専修学校は外国人留学生の重要な受入機関となっており、専門学校の国際化や外国人留学生の戦略的受入れの推進が求められている。また、大学入学資格を持たない者の専門課程及び専攻科への入学を認める制度の創設等を背景として、入学経路の多様化も進展している。

b　このため、本申請では、「課程別・学科別の学生・生徒数計」の内訳として、留学生の数及び留学生以外の外国人学生・生徒数を追加するとともに、専門課程入学者に係る出身校種区分の詳細化を行い、専攻科入学者についても同様の区分による把握を行うことを計画している。

c　今回予定されている変更のうち、

ⅰ）留学生及び留学生以外の外国人学生・生徒数の把握については、専修学校の国際化や外国人の戦略的受入れに関する施策の検討に資するものであり、入学前に提出される書類により正確に回答することが可能であること

ⅱ）出身校種区分の詳細化等については、入学経路の多様化を踏まえた実態把握に資するものであり、その必要性も認められること

から、適当である。

（カ）卒業後の状況に関する把握内容の見直し

①　「外国の学校等入学者」の追加及び「左記以外の者」の細分化

（卒業後の状況調査票（高等学校（全日制・定時制）、中等教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校（通信制）、特別支援学校（高等部））

a　卒業後の状況調査票のうち、高等学校等の調査票では、卒業者の進学、就職等の進路状況及びその内訳を把握しているが、現在の調査票は、国内における進学者又は就職者以外については、基本的に「左記以外の者」として一括して計上され、進路未決定者に係る内訳を把握することが困難となっている。こうした中、令和８年２月に公表された「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）　～2040年に向けた「N-E.X.T.（ネクスト）ハイスクール構想」～」（令和８年２月13日文部科学省）において「高校卒業段階の進路未決定者の割合を半減させる」ことが目標として掲げられた。

b　このため、本申請では、卒業後の進路状況をより詳細に把握する観点から、状況別卒業者数の内訳項目として、「外国の学校等入学者」を追加するとともに、「左記以外の者」の区分を「進学準備中」、「就職準備中」、「進路未決定者」及び「その他」に細分化することを計画している。

c　（２回目の部会結果を踏まえて判断）

②　「併設先または連携先の高等学校への入学志願者」の削除（卒業後の状況調査票（中学校））

a　卒業後の状況調査票のうち、中学校の調査票では、高等学校（本科）等への入学志願者数の内訳として「併設先または連携先の高等学校への入学志願者」を把握している。これは、中高一貫教育校における進学状況を把握するという目的で設けられていたものである。

b　一方、文部科学省によれば、当該志願者数は、別途、「８ 状況別卒業者数」の再掲欄において把握している「左記『高等学校（本科)』のうち併設先または連携先の高等学校へ進学した者」（以下「併設先等進学者欄」という。）との間に大きな差異が見られず、重ねて当該志願者数を把握する利活用上の必要性は乏しいとしている。

このため、本申請では、「併設先または連携先の高等学校への入学志願者」を削除することを計画している。

c　今回予定されている変更については、併設先等進学者欄による把握が引き続き行われることから、中高一貫教育校における進学状況の把握に支障はないと考える。また、報告者負担の軽減にも資することから、適当である。

（キ）他調査で詳細を把握することによる項目の削除等

①　理由別長期欠席者数の削除（学校調査票（特別支援学校））

a　小学校、中学校及び中等教育学校における理由別長期欠席者数については、平成27年度調査まで本調査で把握していたが、平成28年度からは、文部科学省が別途実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（一般統計調査。以下「問題行動等調査」という。）において把握している。

一方、特別支援学校における理由別長期欠席者数については、引き続き本調査で把握してきたところであるが、令和８年度調査から、他の学校種と同様、問題行動等調査においても把握することとなった。

b　このため、本申請では、令和９年度調査以降、本調査の調査事項から特別支援学校における理由別長期欠席者数を削除することを計画している。

c　今回予定されている変更については、理由別長期欠席者数の把握について、学校種に関わらず、問題行動等調査に集約することとなるため、調査の効率的実施に資するものと考える。また、本調査と同一の定義で引き続き把握され、政策的に必要な情報の把握や統計の利用に支障は生じないと考えられることから、適当である。

②　休学者数の削除

（学校調査票（大学（学部学生内訳票）、大学（大学院学生内訳票）、短期大学（本科学生内訳票）、大学・大学院・短期大学（大学通信教育調査票）、高等専門学校））

a　本調査では、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校において、学生数の内数として休学者数を５月１日時点で把握している。一方、文部科学省においては、別途、「学生の中途退学者・休学者数の調査」（業務統計。以下「休学者数等調査」という。）において、年度間の休学者数を休学理由とともに毎年把握している。また、政策的な利用においては、主として休学者数等調査の情報が活用されている。

b　このため、本申請では、本調査の調査事項から休学者数を削除することを計画している。

c　休学者数等調査では、本調査よりも網羅的に休学者の状況を把握しており、政策的な利用においても主として同調査の情報が活用されている。また、文部科学省は、統計利用の観点から、（２回目の部会の結果として、追記の可能性あり）。

以上を踏まえると、今回予定されている変更については、政策的に必要な情報の把握や統計の利用に支障は生じないと考えられることから、適当である。

③　学校図書館事務員に係る項目の削除

（学校調査票（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校）、学校通信教育調査票（高等学校））

a　本調査では、学校調査票及び学校通信教育調査票において、職員数の内訳として、「学校図書館事務員」を把握している。一方、文部科学省においては、別途、「学校図書館の現状に関する調査」（業務統計。５年周期で実施。以下「学校図書館調査」という。）において、学校司書数等、学校図書館に関する状況を把握している。両調査は、「学校図書館事務員」と「学校司書」という異なる用語を用いているものの、実態として同一の者を把握している。また、学校図書館に関する現状把握や施策の検討においては、主として学校図書館調査の情報が活用されている。

b　このため、本申請では、本調査の職員数の内訳から「学校図書館事務員」を削除することを計画している。

c　学校図書館調査では、「学校司書」を常勤・非常勤の別に把握しており、常勤・非常勤の別を把握していない本調査よりも、学校図書館における人的整備の実態を詳細に把握している。また、文部科学省は、統計利用の観点から、（２回目の部会の結果として、追記の可能性あり）。

以上を踏まえると、今回予定されている変更については、政策的に必要な情報の把握や統計の利用に支障は生じないと考えられることから、適当である。

イ　集計事項の変更

①　令和８年度確報のみの暫定的取扱い

a　前記ア（ア）記載のとおり、入学者数の内訳項目における特別支援学校卒業者の取扱いの明確化については、令和９年度調査から実施することが計画されている。文部科学省としては、令和８年度調査から対応することも検討したが、当該変更の必要性を認識したのが８年度調査の実施直前であり、調査実務上の制約から、８年度調査から対応することは困難であった。

ｂ　このため、文部科学省は、令和８年度については、本調査とは別に、「令和８年度高等学校、専修学校及び各種学校入学者における卒業学校種に関する実態調査」（一般統計調査。以下「附帯調査」という。）を実施し、特別支援学校卒業者の実態を把握した上で、その結果を本調査の令和８年度確報の集計に反映することとしている。

これを踏まえ、本申請では、令和９年度調査から内訳項目の明確化を図る前記ア（ア）ｂに係る事項の令和８年度分の集計について、附帯調査の結果を活用する旨を注記することを計画している。

ｃ　**（２回目の部会結果を踏まえて判断）**

②　前記アの調査事項の変更を踏まえた集計事項の見直し（令和９年度調査以降）

本申請では、前記アの調査事項の変更に対応し、集計事項についても、所要の見直しを行うことを計画している。今回予定されている変更については、調査事項の変更内容を集計事項に適切に反映するものであることから、適当である。

２　今後の課題

（２回目の部会結果を踏まえて判断）